

〔倭訓栞前編七〕きんがい 絹垣と書り、古事記に絶垣キヌマツと見え、儀式帳に生絶衣垣スシマツとも見ゆ、伊勢神宮遷座の時に用るもの也。

〔古事記中應神〕故天皇崩之後略○中大雀命聞其兄備兵卽遣使者令告宇遲能和紀郎子故聞驚以兵伏阿邊亦其山之上張絕壠立帷幕下略○下

〔古事記傳三十三〕純垣は、純を長く引延て、垣の如く立隔つるを云。大神宮儀式帳新宮遷奉儀式行事に、人垣立氏、衣垣曳氏、蓋刺羽等捧氏幸行とあり、垣とて此物あり、今世にも遷宮に絹。

〔皇大神宮儀式帳〕—新宮遷奉御裝束用物事

絹垣帳一條
弘長六幅丈

〔止由氣宮儀式帳〕新造宮御裝束用物事
生純衣垣一條長六尺幅三幅

〔古事記上〕爾其后、取大御酒杯立依指舉而歌曰、○

夜賀斯多爾略○下

綾にもあるべし、綾としては疑もあるべく、又其を垣は帷帳などを云なるべし、太神宮儀式帳

に、衣垣曳氏（きぬがきひし）とあるも、純（すみ）を垣の如く引延隔つるを云るに准へて知べし、凡て加伎は内外を隔
限（かぎ）る由（ゆ）の名よれば、河にても云べきなり、契沖（くいつゆき）は、文垣にて、垣をさまぐに彩たるを云かと云。

附の名前は何にて云へまし。師はくみ垣なりと云れ。つれど、垣にては此にかなひがたし。其故は垣の下にと云ては、戸外の庭に寝るになるなり。かの妻ごみに八重垣作るなど

とはそのさま等しきからぬをや其上此次の調どもに、云々が下にと云るほみな聞中の床のさまを云るに、その一つ一トキの同詞にて、此のみ離れて庭の垣下なるべきにあらす、斯多は裏の

〔日本書紀孝德十五〕大化二年三月甲申、詔曰、○中葬者藏也、欲人之不得見也、廼者我民貧絕、專由營墓、